

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公表番号】特表2007-513847(P2007-513847A)

【公表日】平成19年5月31日(2007.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2007-020

【出願番号】特願2006-540486(P2006-540486)

【国際特許分類】

B 6 6 B 11/08 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 11/08 K

B 6 6 B 11/08 L

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月7日(2007.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレベータが、望ましくは機械室なしエレベータであり、該エレベータにおいて卷上機は、駆動綱車を介して卷上ロープへ連結されており、該ロープによってエレベータかごは動かされ、前記卷上機は少なくとも、エレベータシャフトの取付場所へ固定された固定子フレームと、固定アセンブリを形成している駆動綱車および回転子フレームとを含み、該アセンブリは、前記固定子フレームに対して回転可能であるように、軸受によって取り付けられ、前記卷上機は、該固定子フレームを補強する補強材へ固定されているエレベータ用懸垂装置において、該補強材は、軸受取付け用の支持体を含み、該支持体は、望ましくは前記駆動綱車の下に配置され、前記卷上機に向かう方向に延びており、前記支持体には、自由に回転する補助方向転換ブーリが軸受によって取り付けられていることを特徴とするエレベータ用懸垂装置。

【請求項2】

請求項1に記載の懸垂装置において、前記駆動綱車の軸を成している該駆動綱車の軸受取付け用の支持体と、前記補助方向転換ブーリの軸を成している軸受取付け用の支持体の双方が、前記補強材と恒久的に一体化されていることを特徴とする懸垂装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載の懸垂装置において、前記駆動綱車の軸を成している該駆動綱車の軸受取付け用支持体の軸受面と、前記補助方向転換ブーリの軸を成している軸受取付け用支持体の双方は、前記補強材の製造中にあらかじめ機械加工されていることを特徴とする懸垂装置。

【請求項4】

請求項1、2または3に記載の懸垂装置において、前記駆動綱車用の軸受面と、前記補助方向転換ブーリ用の軸受面は機械加工されて、該駆動綱車の回転面が該補助方向転換ブーリの回転面と異なるように、互いに対する角度にあり、該駆動綱車と該補助方向転換ブーリとの間の卷上ロープが、互いの間を運転に関してできる限り有利に通過することを特徴とする懸垂装置。

【請求項5】

請求項1から4までのいずれかに記載の懸垂装置において、前記卷上機は、ガイドレー

ルへ直接、または別個の取付部を介して1つ以上のガイドレールへ、またはエレベータシャフトの他の適切な場所へ固定されていることを特徴とする懸垂装置。

【請求項6】

請求項1から5までのいずれかに記載の懸垂装置において、前記補強材は一体鋳物であることを特徴とする懸垂装置。

【請求項7】

少なくとも固定子フレームと、駆動綱車および回転子フレームの固定アセンブリとを含み、該アセンブリは、前記固定子フレームに関して回転可能であるように軸受に取り付けられ、該固定子フレームを補強する補強材へ固定されているエレベータ巻上機において、該補強材は軸受用の支持体を含み、該支持体は、望ましくは前記駆動綱車の下に配置され、該巻上機へ向かう方向に延び、該支持体には、自由に回転可能な補助方向転換ブーリが軸受によって取り付けられていることを特徴とするエレベータ巻上機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

図3は、巻上機4の縦断面を示し、図4は、固定子フレームと一部一体化している補強材22の縦断面を示す。図3において、巻上機の縦断面は、中心線を直接通る平面に沿って取ったものではない。図3はさらに、補強材22へ固定された固定子フレーム26を示す。駆動綱車5は断面の形状で示し、これは、補強材22の駆動綱車軸軸受31用支持体の軸受面に回転可能に取り付けられている。支持体は、円筒状突起体であることが好ましい。駆動綱車軸軸受31用支持体は、補強材22と一体であり、補強材から巻上機に向かって延びて、駆動綱車5の軸を成している。駆動綱車5の下の補助方向転換ブーリ7は、補強材22と恒久的に一体化されている円筒状支持体23に機械加工された軸受面28に軸受によって据え付けられており、軸受面は、対応する駆動綱車5用軸受面27に対して所望の角度であらかじめ機械加工されており、この軸受面は、同様に補強材22と一体化され、そこで機械加工されている。すなわち、両軸受面は、補強材22の製造中にすでに互いに対して所望の角度で機械加工されている。したがって、駆動綱車5と補助方向転換ブーリ7の双方を、設置中に互いに対して正しい角度で自動的に取り付けることができる。